

宮福障第80号  
令和3年3月2日

障がい児通所支援事業所 管理者 殿

宮崎市福祉事務所長  
(公印省略)

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う医療的ケア児の基本報酬  
や看護職員配置加算等への対応について（依頼）

このことについて、4月以降、医療的ケア児に係る基本報酬や看護職員配置加算は、市による医療的ケア児での支給決定を基に算定されることとなります。

つきましては、該当事業所等におかれましては、下記のとおりご対応をお願いします。

記

1 対応が必要な事業所・施設

- (1) 看護職員加配加算を算定している非重心の児発・放デイ事業所で、新基準（医療的ケア児3段階）での報酬請求を予定している事業所
- (2) 看護職員加配加算を算定している主たる重心の児発・放デイ事業所で、令和3年4月以降も同加算の算定を予定している事業所
- (3) 主たる重心の児発・放デイ事業所に医療的ケア児がサービスを利用しており、新基準での報酬請求を予定している事業所
- (4) 非重心の児発・放デイ事業所に、新スコアの対象となる重心児がサービスを利用しており、新基準での報酬請求を予定している事業所
- (5) 非重心の児発・放デイ事業所で、看護職員を配置していたが、看護職員を算定していなかった事業所で新基準での報酬請求の対象となる事業所など

2 具体的な対応（詳細は別添6ページを参照）

- ・事業所から、引き続き医療的ケアを必要とする障がい児の保護者に対して、4月以降の報酬取扱いや、旧判定スコアを市に提供する旨を説明する。
- ・市に旧判定スコアを提供する。

旧判定スコアの提出期限： 3月12日（金） ※必着

〃 提出方法： 郵送または持参

〃 提出先： 障がい福祉課 認定給付係

3 その他

- ・上記を含め、今回の報酬改定にかかるQ&A等は今後国から随時発出予定です。
- ・「個別サポート加算（I）」の認定については、別途改めてお知らせする予定です。
- ・報酬改定の内容は、現在国においてパブリックコメント中のため、今後、変更が生じる可能性があります。

[問合せ先]

障がい福祉課 認定給付係 小倉

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

電話：0985-42-6442(直通)